

第1章 基本的事項

1 計画の策定

津軽広域連合では、平成27年9月に竣工した津軽広域クリーンセンターにおいて、当広域連合関係市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）のし尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の受入れを行っています。

一般的に、廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器等が高温・多湿や腐食性雰囲気暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下で稼働することが多いことから、他の都市施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされており、し尿処理施設の場合、施工から20～30年程度で施設全体としての耐用年数が短いとされております。

環境省では、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコスト（LCC）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を継続的に推進しており、し尿処理施設・汚泥再生処理センターについては、平成22年3月に策定（平成27年3月、令和3年3月改定）した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（以下「手引き」という。）において、「ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の延命化を図ることが重要である。」としており、ストックマネジメントの導入により施設の機能保全を行うための統一的な仕組みや長寿命化を進める上での基本的な考え方を示しております。

これを受け、当広域連合では、津軽広域クリーンセンターにおける設備・機器に対し適切な保全方法及び機器別管理基準を定め、適切な補修等の整備を行うことで設備・機器の更新周期を延伸し、施設全体の長寿命化を図るため、手引きに準じて長寿命化総合計画を策定するものであります。

2 計画の構成

本計画は、施設保全計画と延命化計画の2つで構成されます。

(1)施設保全計画

施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」、「保全方式の選定」、「機器別管理基準の設定・運用」、「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等の作業計画であり、設備・機器に対し適切な保全方式及び機器別管理基準を定め、適切な補修等の整備を行って設備・機器の更新周期の延伸を図るものです。

(2)延命化計画

施設の性能を長期にわたり維持するためには、適切な施設の保全計画の運用に努めることが重要であるが、それでもなお生ずる性能の低下に対して必要となる基幹的設備・機器の更新等の整備を適切な時期に計画的に行うことにより、施設を延命化する計画です。

3 計画期間

施設保全計画の計画期間は、稼働後20年となる令和17年度までとし、設備・機器の健全度評価を踏まえながら適宜に改訂を行い、併せて施設保全計画の計画期間の見直しを令和13年度に行うこととします。

延命化計画の策定は、前述の手引きでは、施設全体の性能水準は稼働後15年以上経過すると老朽化が顕著になるとされていることから、稼働後12年となる令和9年度を目途に策定することとします。

4 基本方針

- (1) 稼働年数を長期化することにより、建替え周期の長期化、ライフサイクルコスト(LCC)の低減を図ります。
- (2) 老朽化により低下した設備の性能を回復させ、さらには、機能性、安全性及び維持管理性の向上を図り、安定した処理能力を維持します。